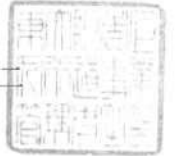




東大阪水経企第846号
令和6年8月9日

東大阪市上下水道事業経営審議会
会長 笠原 伸介 様

東大阪市上下水道事業管理者 江原 竜二



諮 問 書

下記事項について、東大阪市上下水道事業経営審議会規程第2条第1項の規定に基づき諮問いたしますので、ご審議のうえご答申いただきますようお願いいたします。

記

1. 諮問事項

水道料金の改定について

2. 諮問の趣旨

東大阪市水道事業では、令和3年8月に水道料金制度のあり方について貴審議会に諮問し、ご審議いただきました。令和4年8月に頂戴いたしました答申では、令和6年4月に13%の料金改定実施が妥当とされましたが、物価高騰による市民生活への影響等を鑑み、上下水道局において検討した結果、財政状況等を踏まえつつ適切な時期に料金改定の実施を検討することといたしました。

その後、大阪広域水道企業団との水道事業の経営統合を検討する中で、統合案を算定根拠とした財政シミュレーションの見直しを行い、貴審議会において令和7年10月に13%の料金改定実施についてご了承いただきましたが、令和6年3月の東大阪市議会において大阪広域水道企業団との統合に関する議案が否決され、本市水道事業を取り巻く状況は大きく変化しております。

このような状況の中、本市水道事業が健全な経営を持続していくため、改めて水道料金の改定についてご審議いただきたく諮問いたします。

以上